

## デジタル技術で彩る光の演出事業補助金交付要綱

令和3年4月1日 経済観光局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、デジタル技術で彩る光の演出事業補助金に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 補助事業等の対象となる者は、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織で、次の各号を全て満たす団体とする。

- (1) 市税及びその他の租税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### (対象事業)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 神戸市内において、デジタル技術を活用した光の演出を行う事業
- (2) 市内への観光客誘客を促進し、夜の賑わい創出に資する事業

2 補助対象事業は、補助金の交付申請を行う年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施し、完了する事業とする。

3 事業の実施にあたっては、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じるとともに、神戸市の対応方針を遵守するものとする。

### (対象経費)

第4条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する事業に係るコンテンツ制作費や設備・備品などの準備費用及び事業を開始するにあたって必要となる活動の経費とする。

### (補助率及び補助限度額)

第5条 市長は、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）から国、兵庫県等の助成金を控除した額に対し、2分の1を乗じた額を補助対象経費とし、1,000万円を限度額とする。

2 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施しようとする年度の募集期間までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書及び補助金交付申請書（様式第1号-1）
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 事業概要書（様式第1号-2）
- (4) 事業計画書（様式任意）
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (要件審査)

第7条 市長は、前条に定める申請書類による審査を行い、第2条から第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(企画提案会の開催)

第8条 市長は、前条により不採択とならなかった申請案件に係る団体に対し、提案会での提案説明を求めるものとする。

2 市長は、前項により提案説明を求められた申請団体が企画提案会を欠席した場合、不採択として通知する。

(選考委員会)

第9条 市長は、申請された事業の企画内容を審査するため、選考委員会を設置するものとする。

2 市長は、前項に定める選考委員会に対し、申請された事業の企画内容に関する意見を述べるができる。

3 選考委員は、第6条に定める申請書類及び第8条に定める提案会での提案説明により、事業内容に関する意見を述べるができる。

4 選考委員会の運営にかかる事項については、別に定めることができる。

(意見の尊重)

第10条 市長は、第9条第3項に定める選考委員からの意見を考慮して審査（以下「2次審査」という。）する。

(交付の決定)

第11条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により2次審査後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 採択及び補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 不採択及び補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第12条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該事業の完了後、10日以内に市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第8号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類（様式任意）

(3) 補助事業に係る収支決算書

(4) 記録写真、パンフレット・チラシほか活動内容のわかる資料

(5) 領収書または請求書の写し

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（調査及び是正措置）

第 15 条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、事業の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、補助事業者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

（補助金等の請求）

第 16 条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

（交付の特例）

第 17 条 補助事業者は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業等の完了前に概算払を受けようとするときは、概算払交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を採択団体に支払うものとする。

3 概算払を受けた採択団体は、第 14 条に規定する確定通知書を受領後、概算払精算報告書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の概算払精算報告書を受領後 5 日以内に精算を行うものとし、補助金規則第 20 条第 2 項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を発行し、ただちに返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。